

丹波市地域福祉計画推進協議会
虐待対策・権利擁護支援部会（第1回）
議事録

開催日時	令和2年6月30日（火）午後1時30分開会～午後3時30分閉会
開催場所	本庁第2庁舎2階ホール
部会長	松尾委員
出席者	松尾委員、中川委員、大西委員、山口委員、八尾委員 （以上5名） 職員：自立支援課 中村課長、宮野係長、橋本社会福祉士 障がい福祉課 高見課長、徳田係長、荻野社会福祉士 社会福祉課 森本課長、村上係長 介護保険課 荻野社会福祉士
欠席者	委員（名）
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 部会長あいさつ 3. 委員自己紹介 4. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）虐待対策・権利擁護支援部会の位置づけ <ol style="list-style-type: none"> ①地域福祉計画と成年後見制度利用促進計画 ②高齢、障がい虐待件数、事例等 （2）丹波市の現状と課題 <ol style="list-style-type: none"> ①権利擁護に関するアンケート調査集計結果 ②高齢、障がい虐待件数、事例等 （3）地域福祉計画における基本的な施策の方向性について （4）虐待対策・権利擁護支援部会オブザーバーの選任について 5. その他 <ol style="list-style-type: none"> （1）今後のスケジュールについて （2）次回部会の日程等について 6. 閉会

事務局	ここからの進行については、松尾部会長に進めていただく。
部会長	それでは、次第の協議事項に入る。 まず、(1) について事務局より説明願いたい。
事務局	○資料1に基づき説明
部会長	何かご質問、ご意見はあるか。
委員	意見ではない。この後、議題(2)①の説明がある。アンケート・問11「成年後見制度を利用した場合、利用者の状況は改善できますか」に対する回答結果を踏まえて、促進計画におけるアンケート結果の位置づけを説明願えれば有難い。
部会長	他にあるか。 (2) 丹波市の現状と課題 ①権利擁護に関するアンケート調査集計結果 ②高齢、障がい虐待件数、事例等
部会長	それでは、議題(2) について事務局より説明願いたい。
事務局	○資料2に基づき説明
事務局	○資料3に基づき説明(障がい分野)(高齢分野)
部会長	ご質問等はあるか。
委員	事務局から説明があったところに質問がある。まずアンケート調査報告では、法的または専門的な相談ニーズから、それが必要だけどそれだけでは解決しないから地域ネットワークの必要性が出てくるというお話だったと思う。もう一点の虐待の報告について、最初の位置づけの話の中で虐待対策は児童から高齢者まで縦割りのところがあり、具体的に虐待対策をしていく必要があるというお話だったと思うが、今回は児童に関する資料が出ていない。あと、縦割りに焦点を当てるのであれば、それが今どういう状況なのか、どうしていきたいのか、それを考える材料がほしい。
部会長	児童の資料がないことについては。

事務局	<p>児童虐待の平成 30 年度の件数である。市では児童虐待相談を 7 件受けている。実際に児童虐待ということで子どもを親から引き離すとなると、兵庫県の川西こども家庭センター分室での対応になる。兵庫県全体では 4,778 件、国では 159,850 件という数字が出ている。</p>
部会長	<p>他に何か質問はあるか。</p>
委員	<p>この部会が虐待対策においては縦割りに焦点を当てるとのことか。その理解がまだできていない。もう少し詳しく教えてほしい。</p>
事務局	<p>現在虐待については、障がい者においては障がい福祉課、高齢者は介護保険課、児童は自立支援課等で対応している。それぞれの課の専門性もあるが、大きく虐待と捉える中ではどこかの課がキーになってとりまとめができ、権利擁護に繋げていく窓口になって横の繋がりを作っていく。例えば、自立支援課が主の事務的な窓口になり、各ケースの対応は専門的に各課でもつこともあるが、とりまとめができる機能を作っていくイメージである。全ての分野をどこかの課で一つにまとめてということは難しいので、そういうイメージを持っている。</p>
部会長	<p>私もわかりにくい。素案の中で私達の部会は主に高齢者と障がい者の権利擁護と書かれていて、2 番目に子どもがある。虐待となると、高齢者、児童を考えないといけない。それは今後の方向性を考えるところで議論されるかと思う。</p>
委員	<p>進める中でもう少し具体化するということか。</p>
部会長	<p>うちの部会でどこまで扱うか、方向性を考える時に議論できればと思う。</p>
事務局	<p>この後にも出てくるが、縦書きの全体協議会の時にもお示しした資料である。この中に、目標ごとに方向性や施策例を紐づけている。このあたりの体系そのものについては、児童もこちらに付け替えて一緒にやっっていけば良い等、そういうところをザクっとお示しした内容である。今おっしゃったようなことも含めて、体系についてのご協議いただきたい。思いつくままに項目を出した段階なので、そのあたりもご意見をいただきたい。事務局としてもイメージ的に捉えている部分がある。</p>
部会長	<p>他に何か質問はあるか。 お聞きしたい。虐待の通報者は主にどういう方か。</p>

事務局	<p>虐待相談通報件数について一番多かったのは介護支援専門員、次いで多かったのは警察である。その他はケアマネジャーがマネジメントされているサービス提供事業者、デイサービス事業者、また、ショートステイ施設からがある。あとは実際に支援対応している地域包括支援センターが継続的な関わりの中で進めていたものもある。</p>
事務局	<p>障がい者虐待については2事例しかない。1件は相談支援専門員から、もう1件は障がい福祉担当課職員からの通報である。国の傾向としては、高齢者と並んで警察が3割ほどを占めている状況である。一方の施設内での虐待については、施設職員からの通報がトップを占めている。</p>
部会長	<p>他に質問はあるか。</p>
委員	<p>児童虐待の場合は、虐待に気付いた方が進んで通報することが義務付けられている。先ほど障がい者虐待の対応状況の説明の時に、通報先の周知が不十分であることが課題ということだった。社会一般に通報先の周知は今後進めていかなければならない。そのあたりは、これまでどのようなサービスをされてきたのか。</p>
事務局	<p>高齢についても、障がい分野同様に相談通報する窓口が周知浸透されていない課題がある。それについての取り組みを昨年度も行っているところである。一つは、事業所職員を対象にした研修会である。分野によっても相談通報の仕方が違うので、職種ごとに研修を行い、まずは相談通報をきちんと行うことを検討している。もう一つは、地域への働きかけが必要になっている。以前は虐待に対する知識を広めるために、介護保険課の出前講座プログラムの中に権利擁護支援があったが、分野として難しいイメージがあるのかそれを選択される自治会が数として多くなかった。市から積極的に地域に働きかけていく必要があるという判断の下、今年度は民生委員を対象に研修会を行って相談通報に繋げるように取り組んでいるところである。</p>
事務局	<p>障がい者虐待についても同様に、まずは障害者虐待防止法が高齢者虐待防止法に比べて歴史が非常に浅い状況である。まずは福祉関係者、施設職員や相談支援専門員等が、虐待は通報しなければならないという認識の下に通報窓口を知っておく、その上で地域住民に広めていくという段階にある。地域住民には民生委員の研修会等の小さな機会も捉えながら、虐待防止法の話を通し添えている状況である。</p>
事務局	<p>先ほど高齢分野から説明があったが、少し追加したい。昨年12月から民生委員が変わられたので、各支部で虐待に対する研修の準備をしている。そ</p>

委員	<p>れに加えて虐待を発見しやすいのはどういう職種の方かということで、通所型デイサービス施設職員を対象に、市内 56 事業所に対して虐待発見のポイントを含めて研修を進めている。</p> <p>実体験も踏まえてだが、通報がないと法律が機能しないので通報は大事という認識がある。窓口の周知が不十分なだけでなく、通報そのものに不安を抱いたり、自分が通報した結果を恐れて通報しない、あるいは通報が遅れたりすることが実際にあると思う。専門職どうしてそういう話が出る。通報のハードルを下げることをしていかないと、なかなか上手くいかないのではないか。</p>
部会長	<p>他にご意見はあるか。</p>
部会長	<p>(3) 地域福祉計画における基本的な施策の方向性について</p>
部会長	<p>協議事項 (3) について、事務局より説明願いたい。</p>
事務局	<p>○資料 4 に基づき説明</p>
部会長	<p>ここで、中川委員から提案がある。説明をお願いしたい。</p>
委員	<p>○提出資料に基づき説明</p>
部会長	<p>まず、部会の目的をどこに定めるか、というお話だった。私は、虐待防止対策と権利擁護支援を目標にしてどういうことを考えていくのかで良いと考えていたが、中川委員からの提案としては、意思決定支援を中心に考えたいとのことだったと思う。他の委員は、この部会の目的についてどう考えられるか。意思決定支援を中心にする、範囲がわかりにくくなるような気がする。</p>
事務局	<p>1 点よろしいか。A 3 縦長資料の「基本目標 (7 つ)」の 4 に【人権意識】と書いてある。これについて全体協議会の中で【人権擁護】と書くべきとのご意見があり、訂正すると会議録にある。そこが訂正されていない。【人権擁護】に訂正するという中で議論をお願いしたい。中川委員からご意見があった基本目標の内容も含めてご意見をいただきたい。</p>
委員	<p>中川委員のお話しを伺い、なるほどと思った。ただ意思決定については自己実現と言うか、どの人にも通じることで、生きることの全てのベースになるのではないか。この部会だけのテーマではないと考える。基本理念の「①</p>

	<p>市民一人ひとりが主体のまち」が、市民一人ひとりが、自分が主語になってこのまちをどうしていこうか考えましょうとか、自分がどう思うかを大事にしていけるまちにしていきましょう、ということがあるのではないか。全ての分野の根本でないといけないが、それをあえて理念として考えた時に、もっと具体的な、この部会の取り組むべき焦点化した目標が出てきても良いのではないか。人権擁護や虐待防止をピンボケさせないために、そこに言葉がほしいと思う。内容については、中川委員のご意見には共感している。施策例が全てを網羅していない。意図的にそうなのであれば、他の部会がカバーしてくれるのでそれで良いと思うが。虐待防止や権利擁護は大人に限らない。うちの事業所でサポートしているのは18歳～65歳の成人だが、子どもの人権擁護や虐待防止にずっと繋がっている。子どものことを一生懸命やらないといけない。それがお母さんやお父さんを守るようになっていたりする。そこは切り離せないものがある。私も児童の様子がわかるような資料がないと思っていた。</p>
部会長	<p>他には。</p>
委員	<p>中村課長が言われた「人権」という用語、どこを訂正するのか。</p>
事務局	<p>基本目標の中ほどの4番の太字括弧書きで【人権意識】とあるのを【人権擁護】に。</p>
委員	<p>それを聞いた上で発言したい。私の中では権利擁護の「権利」とは、いったい何を意味しているのかがイメージできていない。権利擁護の「権利」がはっきりしてくれば意思決定支援と繋がってくるのではないか。皆さん方の権利擁護のイメージをお話しいただけたらと思う。</p>
部会長	<p>私の素朴な感覚としては、権利というのは「人権」なので、人権を擁護する、それを支援すると捉えている。</p>
委員	<p>日常生活、あるいは人生に関わることにに関して、他者から決められずに自分が選択し自分が決定する権利という感じである。</p>
委員	<p>前回出ていなかったもので、事務局から議事録をいただいて目を通してきた。議事録には部会は事務局から提案があり、それについて意見を述べるとあったのでそんな感じだと思いここに座ったが、今のお話を聞いているとそれ以前の問題だと思う。この部会が何を目指してどういかなければいけないのかという話になってきたので、そこから突っ込んでいくのかと思いながら聞いているところである。中川委員のご意見もよくわかるが、虐待をどう</p>

	<p>捉えるのか、じゃあ虐待はないのではないかとおっしゃったところだけだと、私の中ではストンと落ちない。私は現場で0～5歳までの子ども達を見ている。前職は15歳までのところにもいた。やはり子ども達は、なかなか権利主張はできない。そんな中で虐待は起きている。だけど子ども達は何も言わないので、家庭をよく見て、それをどこにどう反映させれば子どもの生活が守れるのかを今みている。虐待が起きないように個人の意思を尊重して、その意思決定を吸い上げていき、それが反映できるようにすることが、この部会がしなければならない計画立案のところなのか。でもアンケート結果を見ると、実際に虐待が起きている。意思決定ができないのでどうすれば良いのかというところが多かった。アンケート結果から見えている現実をカバーできるのか。自分の中で課題が整理しきれない状態で喋っている。</p>
委員	<p>私が思う権利擁護の権利は、人権である。</p>
委員	<p>実は、基本的人権の中に自己決定権が含まれているのかどうかは、まだ勉強中である。最近、自己決定権が注目されている。自己決定権と意思決定支援がどこまで類似しているのかは判断できないが、この自己決定権が基本的人権の中に含まれるのかどうか。例えて言うと、自己決定権がいつも問題になるのは学生の校則との絡みである。もう一つは、成年後見制度は自己決定ができない、できにくい方を対象とした制度である。そのあたりの絡みと自己決定権、支援と、それができにくい、あるいはできない方への支援と両立が部会に求められているのか。成年後見制度を部会で取り上げる以上は、意思決定支援だけでは到底踏み切れないので両輪を出さないといけないのではないか。</p>
部会長	<p>意思決定支援も含めて権利擁護の支援になるのではないかと考えている。今回の目的としては、市民の権利擁護を支援することと、虐待防止の対策を考えるということで行きたいと思うが、どうか。</p>
委員	<p>部会でこのように皆様のご意見をお聞きできることは、すごく貴重だと思う。だいたい私の意見もお伝えできたと思うし、それが議論に繋がる。文言についてはこだわりがあるほうではないが、もう一度こだわるとしたら、「基本目標」なので目指すべき地域社会の姿がわかるような文言になれば良いと思っている。基本目標は5年間で目指す姿だと思う。今書かれているのは手段であって、その姿ではないと認識している。そこが市民に伝える時に弱いと思うので、何かあればと思う。</p>
部会長	<p>この目標については、皆さんが思われている像はそんなに違ってないかと</p>

	<p>思う。問題は、それをどう言葉で表現するかだと思う。今日の市からの説明を聞くと、通報、相談の入り口を何とか捉える窓口を作っていくことが権利擁護支援のためにも必要だが、その状況がわかることがないこの先に進まないと思う。通報窓口、相談窓口を統合するようなものがあれば良いと思った。そのあたりで何かご意見があればお願いしたい。</p>
<p>委員</p>	<p>発言を躊躇する。基本理念②に「孤立をゆるさないまち」とあるが、生活保護を含む生活困窮者、あるいは地域への非協力者を孤立させていないか。見て見ぬふりをして放っているとか。「孤立をゆるさない」とは一体誰に向けての言葉なのか。まさに孤立をゆるしている。今は村八分とかはないが、地域での非協力者、生活困窮者が地域から外れてしまっている市の現状があるのかどうか。地域で孤立者が出た場合、誰がどこに相談に行くのか。その相談窓口があれば、「孤立をゆるさないまちづくり」ができるのではないか。通報の対象者を広げて考えてほしい。</p>
<p>部会長</p>	<p>他にご意見はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>事務局にお聞きする。施策例でA、B、C…とあるが、この中で既にあって進んでいるもの、ないので新たに作るもの、形はできているが中味はまだなのでここから、この3段階くらいにわけるとどれがそうなるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在動いているのがAで「配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）」が4月から、それと「虐待対策地域連絡協議会」は今現在ある状況である。それから「要保護児童対策地域協議会」もある。「高齢者あんしんセンター」も、地域包括支援センターがあるので動いている。今ないのがBで「権利擁護支援センター」である。Aの真ん中の「連携した虐待への対応」については、警察等関係機関と連携して対応している。Cの「障がい者への差別解消、～」については、障がい福祉課で実際に行っている。その下の「隣保館専門員による福祉的援助・指導」も、総合相談が現在行われている。まだまだこれからなのがDで「市民後見人の育成検討」である。それと、「虐待対策地域連絡協議会」は「高齢者＋障がい者」を一緒に書いているが、現在は別々で機能している。</p> <p>それと、先ほど大西委員からご意見があった生活困窮者の対応について。参考資料の最後のページに、DVセンター、家庭児童・児童の相談、地域包括支援センター高齢者あんしんセンターのパンフレット、丹波市福祉まるごと相談の窓口制度が平成27年からできている。それから今年発展して、丹波市福祉まるごと相談として総合相談を受けることになっている。生活困窮と言うか、制度を知らないがために孤立してしまっている、制度を知っていれば困窮せずに済む方もたくさんいらっしゃる。地域の中で困窮はわかりに</p>

	<p>くいところである。また、障がいがありそうで意思決定がなかなかできない、どこの支援にも属さないような制度の狭間の方もいらっしゃる。我々支援する側も悩むところである。この福祉まるごと相談ができたことで、民生委員や地域の自治会からも相談が受けられる窓口になっている。</p>
部会長	<p>他には。</p>
委員	<p>今おっしゃった「まるごと相談は」この図のどこかに表示があるのか。</p>
事務局	<p>一番上のAに「福祉総合相談窓口の設置」という書き方をしている。これが「福祉まるごと相談」のことである。「ことわらない相談」という言い方をしていることもある。市が進めていくものの中に含めている。誰一人孤立が出ないということで、制度の狭間にある方はこの部分で受け止めていこうと、この4月から始まったばかりである。このあたりを計画でどのように進化、発展させていくかがその部分の記述に入ってくると考えている。</p>
委員	<p>そうすると1～7までであるが、どこにも関係している課もあれば、特化した課もあると理解して良いのか。</p>
事務局	<p>そうである。専門的な部分もあるし、どこに相談して良いのかわからない色々なことがあり過ぎるという方は、相談窓口で受け止めていく。どこに行かれてもどこかに必ず繋がるというイメージを持っている。何の制度にも繋がらず、市として何もすることができないということがないように、総合相談窓口を位置づけている。</p>
委員	<p>意図はわかる。だったら、この計画の体系の組織図そのものをそういうことがわかるようにできないか。</p>
事務局	<p>これは並べただけの段階なので、今日のご意見や他の部会のご意見も含めて、計画に落とし込むために実際の章立てのようにしていく作業にこれから入っていく。</p>
部会長	<p>他にご意見、ご質問はあるか。</p>
委員	<p>今は例の段階なので子どもに関する施策が全て揃っていないことはわかるが、今後考えていく中で、やはり子どもも大人になり親になる。虐待を受けた子ども達が親になった時に自分の意思決定ができるように、色々なサンプルを見せておく必要があると思う。そういう意味の子どもへのアプローチに関する施策も具体的に考えていく必要があると思った。</p>

部会長	他に何かあるか。
委員	今後何か調査なりデータが出てくる予定はあるのか。考える資料が少ないと思ったりもする。
部会長	予定はあるのか。
事務局	今後新たなアンケートや大々的な調査は難しい。子どもに関しては既存で市が持っている情報等の資料を整理し、お示しできるものはしたい。今回ご指摘をいただいた子どもに関することも項目としてあげる中で、資料もお示しできればと考えている。
部会長	他に何かあるか。
委員	この部会の名前は「虐待対策」で良いのか。表の「対応部会等」の中には「虐待・権利擁護」と書いてある。
事務局	了解した。
部会長	他に何かあるか。
	(4) 虐待対策・権利擁護支援部会オブザーバーの選任について
部会長	続いて、協議事項(4)について事務局より説明願いたい。
事務局	○資料5に基づき説明
部会長	今2名の方の紹介があったが、何かご質問等はあるか。 では、この2名の方を次回からオブザーバーとしてお願いすることによろしいか。
委員一同	(異議なし)
部会長	では、次回からお願いしたいと思う。
	5. その他
	(1) 今後のスケジュールについて

部会長	今後のスケジュールについて事務局より説明願いたい。
事務局	<p>今後のスケジュールの前に、本日も協議いただいた内容を反映し、次回の予定としては基本目標から右側の項目について検討をいただくということで、項目にある程度方向性なりの記述をしたものがお示しできればと考えている。</p> <p>○資料6に基づき説明</p>
部会長	7月29日とのことだが、皆さんご都合はよろしいか。それでは、7月29日13時30分から次回よろしくお願ひしたい。
事務局	会場はここを予定しているが、状況によっては変わる可能性もある。改めて通知差し上げたい。
部会長	これで今日の協議事項は全て終了した。
	6. 閉会